

# 新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策【第27弾】

令和4年3月7日

## 1. 高齢者施設等における集中的検査の拡充・社会機能維持検査の導入

2. 6億円

- 入所系施設等の従事者に実施している集中的な検査について、対象を通所系施設や保育所、小学校等にも拡大し、クラスター発生の防止を図る。
- 社会機能の維持に向け、濃厚接触者となった施設等従事者の待機を早期解除するために必要な検査を支援することで、施設等の事業継続を図る。

### 事業概要

対象：約2,800施設、約45,000人

	<b>拡充</b> 集中的検査	<b>新規</b> 社会機能維持検査
対象施設 (下線部を拡充)	高齢者施設(入所)・障がい者施設(入所)・救護施設・児童養護施設 高齢者施設(通所等)・障がい者施設(通所等)・保育所・小学校・幼稚園等	同 左
対象者	対象施設に従事する者で無症状の者	対象施設に従事する者で濃厚接触者となった者
実施期間	令和4年3月から4月末まで	同 左
検査回数	週1回程度(上限6回)	以下「社会機能維持検査のイメージ」参照
検査方法	検査を希望する施設に抗原検査キットを配布	同 左

### 社会機能維持検査のイメージ

【原則】  
濃厚接触者となった日から7日間  
自宅等で待機し、8日目に解除

濃厚接触者となった日

濃厚接触者となった日から4日目・5日目に抗原検査を実施し、2日間「陰性」が確認できた場合、**5日目**に解除が可能

1日目	2日目	3日目	4日目	<b>5日目</b>	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
-----	-----	-----	-----	------------	-----	-----	-----	-----	------

3日間短縮

## 2. 営業時間短縮要請に伴う協力金に係る県への負担金

3. 3億円

対象地域	熊本市内全域		対象：約4,500店舗
期間	令和4年3月7日(月)午後8時～3月21日(月)午後12時		
対象者	熊本県による営業時間短縮要請に応じた飲食店等の事業者		
支給額	認証店	午後9時までの営業・酒類提供有 … 2万5千円～7万5千円/日 午後8時までの営業・酒類提供無 … 3万円～10万円/日	大企業は売上高の減少額に応じて、支給額を別途算定
	非認証店	午後8時までの営業・酒類提供無 … 2万5千円～7万5千円/日	